

行政監査(第2種出先機関における事務)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部等	対象とする第2種出先機関	
1 中区役所	富塚協働センター	佐鳴台協働センター
2 東区役所	天竜協働センター	積志協働センター
3 西区役所	入野協働センター	和地協働センター
4 南区役所	南陽協働センター	新津協働センター
5 北区役所	三方原協働センター	—
6 浜北区役所	北浜南部協働センター	—
7 天竜区役所	熊ふれあいセンター	浦川ふれあいセンター

第2 監査の期間

令和元年5月29日から同年10月21日まで

第3 監査の方法

監査の対象に示した12施設の事務が適正に執行されているかについて、提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、主として平成30年度執行の事務事業が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 負担金交付に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 職員が関与する各種団体の会計に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 現金及び指定物品の管理は適正に行われているか。
- (5) 備品等の管理は適正に行われているか。

第4 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。